



熊本県公報

第11995号

平成23年3月25日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定取消し…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定取消し…………… (") 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 熊本県主要農作物奨励品種及び認定品種…………… (農産課) 5
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定
…………… (障害者支援総室) 6
- 障害者自立支援法第54条第2項に定める指定自立支援医療機
関の指定…………… (") 6
- 荒尾都市計画下水道事業荒尾公共下水道の事業計画変更認可… (下水環境課) 6
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 7
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 7
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 8
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 8
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 8
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 8
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 9
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 9
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 9
- 緑川ダム貯水池における全室素の環境基準に係る暫定目標の
取扱い…………… (水環境課) 9
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興業の指定…………… (交通・くらし安全課) 9
- 平成23年度予算(一般会計、特別会計)の要領…………… (財政課) 10
- 特定計量器の定期検査の実施…………… (産業支援課) 70
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 73
- 道路の区域変更…………… (") 74
- 道路の区域変更…………… (") 74
- 道路の供用開始…………… (") 74
- 道路の供用開始…………… (") 75
- 道路の供用開始…………… (") 76
- 道路の供用開始…………… (") 76
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 77
- 港湾施設の概要(大矢崎緑地)…………… (港湾課) 87
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 88
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 88
- 野菜指定産地生産出荷近代化計画の変更…………… (園芸課) 88
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定…………… (税務課) 89
- 換地計画の決定…………… (農村整備課) 89
- 熊本県工事入札参加者資格の有効期間延長等…………… (監理課) 89
- 登 載 依 頼**
- 熊本県公安委員会告示第7号少年指導委員の委嘱…………… (警察本部少年課) 90
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (選挙管理委員会) 91
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (") 91
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の
一部を改正する規則…………… (人事委員会) 92
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則… (") 92
- 熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則
の一部を改正する規則…………… (") 94

正 誤

○平成22年12月24日熊本県告示第1155号（本渡港大矢崎緑地の供用開始）中……………（港湾課）100

告 示

熊本県告示第304号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
介護センターあやとり 熊本市渡鹿六丁目7番54号	株式会社あやとり	平成23年3月16日

熊本県告示第305号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定を取り消したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
介護センターあやとり 熊本市渡鹿六丁目7番54号	株式会社あやとり	平成23年3月16日

熊本県告示第306号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
アースアンドあい 就労継続支援A型	事業所の住所	球磨郡多良木町 久米336番地 3	球磨郡多良木町 多良木3080 番地1	平成23年 1月13日

熊本県告示第307号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町柏川字明無瀬43番1、59番1、字猫ノ内95番、96番1、96番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字明無瀬43番1・59番1・字猫ノ内95番・96番3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所ふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	合同会社ふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	平成23年2月10日
ヘルパーステーション緑ヶ丘 荒尾市荒尾4186番地15	医療法人杏林会 荒尾市増永2620番地	平成23年2月1日

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション緑ヶ丘 荒尾市荒尾4186番地15	医療法人杏林会 荒尾市増永2620番地	平成23年2月1日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンターふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	合同会社ふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	平成23年2月10日
デイサービスセンターじいちゃん家 上天草市大矢野町登立12986番地3	株式会社ウエルフェアライフ 上天草市大矢野町登立14135番地6	平成23年2月7日
デイサービスセンター緑ヶ丘 荒尾市荒尾4186番地15	医療法人杏林会 荒尾市増永2620番地	平成23年2月1日
デイサービスはっぴーらいふ 人吉市下原田町字荒毛1516番地1	有限会社九州ライフサポート 人吉市下林町292番地の1	平成23年1月27日
デイサービスながくさ 阿蘇市永草1790番地7	合同会社ピースフル 阿蘇市永草1790番地7	平成23年2月10日

(小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ホームさくらんぼ須屋 合志市須屋字東畑2863番地4	医療法人中山会 合志市須屋702番地	平成23年3月22日
小規模多機能ホームさくらんぼ豊岡 合志市豊岡字笹原2000番地2187	医療法人中山会 合志市須屋702番地	平成23年3月1日

(認知症対応型共同生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
網田ケアセンターそよ風 宇土市戸口町906番地	株式会社メデカジャパン 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1丁目9番6号 大宮センター ビル13階	平成23年2月23日
(居宅介護支援事業者)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援センター花へんろ 上益城郡益城町惣領1530番地	社会福祉法人ましき苑 上益城郡益城町惣領1670番地	平成23年2月15日
スター☆ケアプラン 玉名郡長洲町大字長洲987番地	合同会社ピース 福岡県大牟田市岩本2478番地6	平成23年2月1日
あいわ居宅介護支援事業所 八代郡氷川町鹿野678番地	株式会社愛和 宇城市小川町北新田1172番地1	平成23年2月23日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所ふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	合同会社ふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	平成23年2月10日
ヘルパーステーション緑ヶ丘 荒尾市荒尾4186番地15	医療法人杏林会 荒尾市増永2620番地	平成23年2月1日
ヘルパーステーションJCS24 天草郡苓北町上津深江278番地10	医療法人社団稲穂会 天草郡苓北町上津深江278番地10	平成22年12月1日
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション緑ヶ丘 荒尾市荒尾4186番地15	医療法人杏林会 荒尾市増永2620番地	平成23年2月1日
坂梨ハートクリニック 阿蘇市小里249番地2	医療法人坂梨ハート会 阿蘇市小里249番地2	平成23年1月1日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンターふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	合同会社ふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	平成23年2月10日
デイサービスセンターじいちゃん家 上天草市大矢野町登立12986番地3	株式会社ウエルフェアライフ 上天草市大矢野町登立14135番地6	平成23年2月7日
デイサービスセンター緑ヶ丘 荒尾市荒尾4186番地15	医療法人杏林会 荒尾市増永2620番地	平成23年2月1日
デイサービスはっぴーらいふ 人吉市下原田町字荒毛1516番地1	有限会社九州ライフサポート 人吉市下林町292番地の1	平成23年1月27日
デイサービスながくさ 阿蘇市永草1790番地7	合同会社ピースフル 阿蘇市永草1790番地7	平成23年2月10日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ダイケアセンター蕩蕩館 天草郡苓北町上津深江278番地10	医療法人社団稲穂会 天草郡苓北町上津深江278番地10	平成22年12月1日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ホームさくらんぼ須屋 合志市須屋字東畑2863番地4	医療法人中山会 合志市須屋702番地	平成23年3月22日
小規模多機能ホームさくらんぼ豊岡 合志市豊岡字笹原2000番地2187	医療法人中山会 合志市須屋702番地	平成23年3月1日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
網田ケアセンターそよ風 宇土市戸口町906番地	株式会社メデカジャパン 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番6号 大宮センタービル13階	平成23年2月23日

熊本県告示第309号

昭和36年4月25日熊本県告示第256号(熊本県主要農作物奨励品種及び認定品種)の一部を次のように改める。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 水稲の表を次のように改める。

奨励認定の別	種別	早中晩の別	品種名	旧系統名	育成地	両親名		採用年次	適地	概評
						母	父			
奨励	うるち	極早	コシヒカリ	越南17号	新潟県農試	農林22号	農林1号	昭.58	海岸島しょ地域の早期及び高冷地、山麓準平坦球磨地域	品質・食味極良、やや長稈で耐倒伏性弱、いもち病弱。水管理可能な地力中蘆水田に適する。早期栽培及び普通期早植栽培が可能な地域。
奨励	うるち	極早	キヌヒカリ	北陸122号	北陸農試	F ₁ (収28007北陸100号)	ナゴユタカ	平.3	平坦地の早期栽培	良質、食味極良、短稈で倒伏及びいもち病に強いが、白葉枯病に弱く、縹葉枯病耐病性はない。平坦肥沃地の早期栽培に適するが、穂発芽し易いので適期刈り取りに努める。
奨励	うるち	早晩	あきげしき	南海131号	宮崎県総合農試	西海199号	ヒノヒカリ	平.9	高冷地及び中山間地	食味極良、やや短稈で倒伏やや強から強、白葉枯病には中、葉いもちには中、穂いもちにはやや弱であるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中中	ヒノヒカリ	南海102号	宮崎県総合農試	黄金晴	コシヒカリ	平.元	山麓準平坦及び球磨地域	食味極良、やや長稈の偏穂重型。倒伏はやや弱。いもち病やや弱、白葉枯病中～弱。倒伏に難点があるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中中	森のくまさん	熊本2号	熊本県農業研究センター	ヒノヒカリ	コシヒカリ	平.9	平坦地域及び海岸島しょ地域	食味極良、中稈偏穂重型。耐倒伏性はやや弱、白葉枯病には中、いもち病にはやや弱。倒伏、いもち病に難点があるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中中	くまさんの力	熊本49号	熊本県農業研究センター	ヒノヒカリ	北陸174号	平.20	平坦地域及び山麓準平坦地域	品質・食味極良、中稈偏穂重型。耐倒伏性は中、白葉枯病には弱、いもち病にはやや弱。白葉枯病に弱いので常発地での栽培を避けるとともに、肥培管理に注意。
奨励	うるち	晩晩	あきまさり	西海248号	九州沖縄農研	南海127号(かりの舞)	西海230号(あきさやか)	平.17	高冷地域を除く普通期栽培地帯	多収、食味良、やや長稈、偏穂重型。耐倒伏性強。葉いもちやや弱、穂いもち中、白葉枯病やや弱。
奨励	もち	晩晩	ヒヨクモチ	西海もち118号	九州農試	ホウヨク	祝もち	昭.58	平坦地域の肥沃地	良質多収、極短稈穂数型、葉いもち、紋枯病にやや弱。ふ先色が不鮮明で混種の危険があるためもち米団地品種。
認定	うるち	極早	わさもん	熊本GR05	熊本県農業研究センター	越南175号	きらり宮崎	平.23	全域	食味は極良。コシヒカリより収穫が早い極早生種。コシヒカリより品質が優れ、倒伏に強い。いもち病には強い。白葉枯病に弱いので常発地での栽培は避ける。

認定	うるち	早早	いただき	北陸179号	北陸農試	収4885	収4695	平.12	高冷地及び中山間地	良質、多収、食味極良、短稈で倒伏に強いが、いもち病、白葉枯病にはやや弱いので、多肥栽培を避け、適期防除を行う。
認定	うるち (通米)	中晩	山田錦	山渡50-7	兵庫県中央農業技術センター	山田穂	短稈渡船	平.元	緑川上中流域及び県北の中山間地	酒造好適米として品種良好、長稈で倒伏弱、いもち病弱、肥培管理に注意。
認定	うるち (米粉等)	晩晩	ミズホチカラ	西海203号	九州農試	奥羽326号	86SH283長	平.21	平坦地域	米粉用米として適する。高冷地での栽培は不適。短稈種重型、多収、耐倒伏性極強。ペンゾピシクロンやテフリルトリオン等への感受性を示すため該当剤を含まない除草剤を使用する。白葉枯病に弱。登熟期間が長いめやや早穂とする。
認定	うるち (米粉等)	晩晩	北陸193号	北陸193号	北陸農試	上344	桂長2号	平.21	全域	米粉用米、多用途米として適する。やや短稈、極種重型、極多収で耐倒伏性極強。粒形やや細長。脱粒性はやや易。休眠性が強いいため休眠打破を行う。登熟期間が長いめやや早穂とする。
認定	もち	早早	峰の雪もち	北陸糯141号	北陸農試	奥羽302号	ヒメノモチ	平.7	平坦地域の早期栽培地帯	良質、良食味、極短稈、偏種重型、倒伏強ふ先色が黄白で混種の危険があるため、もち米団地用品種。

2 大豆の表を次のように改める。

奨励認定の別	種別	早中晩の別	品種名	旧系統名	育成地	両親名		採用年次	適地	概評
						母	父			
奨励	秋大豆	晩	フクユタカ	九州86号	九州農試	岡大豆	白大豆3号	昭.56	中山間地及び平坦地	晩生、やや短莖、良質。褐斑粒、種皮の裂皮はやや少ない。
認定	秋大豆	中	すずおとめ	九州129号	九州農試	納豆小粒	九系50	平.17	中山間地及び平坦地	納豆用小粒大豆。粒揃い良く、良質。紫斑粒は少ない。葉焼病に弱い。最下着莢位置が低いため収穫時の汚損に注意する。
認定	秋大豆	やや晩	すずかれん	九州156号	九州農試	すずおとめ	IAC100	平.23	中山間地及び平坦地	納豆用小粒大豆。葉焼病およびハスモンヨトウに強い。最下着莢位置が低いため収穫時の汚損に注意する。

熊本県告示第310号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
循環器内科	福田 仁也	平成23年3月9日	山鹿市立病院 山鹿市山鹿511番地
呼吸器科	米良 昭彦	平成19年3月27日	宇賀岳病院 宇城市松橋町松橋1455-1

熊本県告示第311号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条の規定により告示する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
ダン調剤薬局	八代市古閑上町13番1	調剤	平成23年4月1日
瀬戸薬局 山浦店	荒尾市増永字山浦2557-1	調剤	平成23年4月1日

熊本県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 荒尾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 荒尾都市計画下水道事業荒尾公共下水道
- 3 事業計画

(1) 収用の部分

昭和43年建設省告示第4079号、昭和45年熊本県告示第187号、昭和45年熊本県告示第887号、昭和47年熊本県告示第237の6号、昭和47年熊本県告示第968号、昭和52年熊本県告示第192号、昭和54年熊本県告示第271号、昭和60年熊本県告示第1261号、昭和60年熊本県告示第271号、昭和60年熊本県告示第800号、平成元年熊本県告示第832号、平成6年熊本県告示第590号、平成12年熊本県告示第356号、平成15年熊本県告示第290号、平成16年熊本県告示第1020号の事業地に、熊本県荒尾市本井手字植松地内を加える。

(2) 使用の部分

昭和43年建設省告示第4079号、昭和45年熊本県告示第187号、昭和45年熊本県告示第887号、昭和47年熊本県告示第237の6号、昭和47年熊本県告示第968号、昭和52年熊本県告示第192号、昭和54年熊本県告示第271号、昭和60年熊本県告示第1261号、昭和60年熊本県告示第271号、昭和60年熊本県告示第800号、平成元年熊本県告示第832号、平成6年熊本県告示第590号、平成12年熊本県告示第356号、平成15年熊本県告示第290号、平成16年熊本県告示第1020号の事業地のうち、熊本県荒尾市緑ヶ丘五丁目及び平山字皮籠田及び本井手字原山、字植松、字谷頭、字櫛畑及び牛水字上磯、字西北原、字東北原地内において事業地を變更し、同事業地に熊本県荒尾市上井手字柳ノ浦、字上人原及び平山字南皮籠田、字八反田、字聖人原及び本井手字ヶ浦、字野中及び牛水字南鳥芋田、字北宅地、字南宅地、字中磯、字下磯地内を加える。

(3) 事業施行期間

昭和43年12月28日から平成30年3月31日まで

熊本県告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字金山2467番、2470番、2466番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字金山2466番、2467番・2470番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里字万城岩1308番16の4、1308番16の9から1308番16の12まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字万城岩1308番16の4・1308番16の10から1308番16の12まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字立岩1554番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字立岩1554番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第316号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
 平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市多々良町133番1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第317号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
 平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
宮の原居宅介護支援事業所 阿蘇郡小国町大字宮原11番地の3	株式会社翔祐	平成23年4月1日

熊本県告示第318号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション和音 八代市出町4号18番地	株式会社和音	平成23年4月1日

熊本県告示第319号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション和音 八代市出町4号18番地	株式会社和音	平成23年4月1日

熊本県告示第320号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション相良 球磨郡相良村川辺1764番地	医療法人仙寿会	平成23年4月1日

熊本県告示第321号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション相良 球磨郡相良村川辺1764番地	医療法人仙寿会	平成23年4月1日

熊本県告示第322号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、緑川ダム貯水池が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成18年4月1日熊本県告示第374号の13）の一部を次のように改正し、平成23年3月25日から施行する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

別表注3中「平成22年度」を「平成27年度」に改める。

熊本県告示第323号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成23年3月17日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	悩殺セールスレディ 肉体勧誘（新東宝） 移り気若妻の熱い舌技（オーピー） させちやう秘書 生好き肉体残業（オーピー） 痴漢電車 グッシュヨリ濡らして（新東宝） コスプレ挑発 おしゃぶリエッチ（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 3 2 4 号

平成 2 3 年度一般会計予算及び特別会計予算が平成 2 3 年 2 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により公表する。

平成 2 3 年 3 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 3 年度熊本県一般会計予算

平成 2 3 年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 721,310,424 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県	税	127,450,013
	1 県 民 税	49,776,236
	2 事 業 税	16,340,192
	3 地 方 消 費 税	15,721,380
	4 不 動 産 取 得 税	3,964,994
	5 県 た ば こ 税	3,161,780
	6 ゴルフ場利用税	707,127
	7 自 動 車 取 得 税	2,067,044
	8 軽油引取税	13,699,130
	9 自 動 車 税	21,833,866
	10 鉦 区 税	9,940
	11 狩 猟 税	47,297
	12 産 業 廃 棄 物 税	120,369
	13 旧法による税	658

款	項	金 額
		千円
2 地方消費税清算金		34,822,042
	1 地方消費税清算金	34,822,042
3 地方譲与税		23,874,000
	1 地方法人特別譲与税	19,805,000
	2 地方揮発油譲与税	3,836,000
	3 石油ガス譲与税	220,000
	4 航空機燃料譲与税	13,000
4 地方特例交付金		1,973,000
	1 地方特例交付金	1,973,000
5 地方交付税		220,351,000
	1 地方交付税	220,351,000
6 交通安全対策特別交付金		731,000
	1 交通安全対策特別交付金	731,000
7 分担金及び負担金		5,067,126
	1 分 担 金	473,194

款	項	金 額
		千円
	2 負 担 金	4,593,932
8 使用料及び手数料		7,035,759
	1 使 用 料	3,947,705
	2 手 数 料	3,088,054
9 国庫支出金		99,764,491
	1 国庫負担金	42,825,890
	2 国庫補助金	55,336,360
	3 国庫委託金	1,602,241
10 財産収入		2,014,541
	1 財産運用収入	1,172,973
	2 財産売却収入	841,568
11 寄 附 金		139,941
	1 寄 附 金	139,941
12 繰 入 金		57,792,704
	1 特別会計繰入金	480,441

款	項	金 額
		千円
	2 基金繰入金	57,312,263
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		38,198,806
	1 延滞金、加算金等 及び過料等	408,298
	2 県預金利子	104,332
	3 貸付金元利収入	27,593,490
	4 受託事業収入	1,364,716
	5 収益事業収入	5,490,562
	6 利子割精算金収入	21,305
	7 雑 入	3,216,103
15 県 債		102,096,000
	1 県 債	102,096,000
歳 入 合 計		721,310,424

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,462,771
	1 議 会 費	1,462,771
2 総 務 費		31,015,189
	1 総 務 管 理 費	12,193,193
	2 企 画 費	4,803,613
	3 徴 税 費	7,011,025
	4 市 町 村 振 興 費	3,402,965
	5 選 挙 費	1,540,332
	6 防 災 費	1,248,549
	7 統 計 調 査 費	442,850
	8 人 事 委 員 会 費	162,808
	9 監 査 委 員 費	209,854
3 民 生 費		95,236,808
	1 社 会 福 祉 費	67,350,033

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	23,055,196
	3 生 活 保 護 費	4,820,868
	4 災 害 救 助 費	10,711
4 衛 生 費		56,116,647
	1 公 衆 衛 生 費	39,428,436
	2 環 境 衛 生 費	14,075,643
	3 保 健 所 費	1,709,728
	4 医 薬 費	902,840
5 労 働 費		8,470,619
	1 労 政 費	189,494
	2 職 業 訓 練 費	1,638,351
	3 失 業 対 策 費	6,536,993
	4 労 働 委 員 会 費	105,781
6 農 林 水 産 業 費		52,433,712
	1 農 業 費	11,496,751

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	2,871,055
	3 農 地 費	17,281,552
	4 林 業 費	15,337,380
	5 水 産 業 費	5,446,974
7 商 工 費		34,696,091
	1 商 業 費	27,864,885
	2 工 鉱 業 費	6,010,657
	3 観 光 費	820,549
8 土 木 費		76,982,452
	1 土 木 管 理 費	3,397,337
	2 道 路 橋 り よ う 費	39,176,162
	3 河 川 海 岸 費	16,198,948
	4 港 湾 費	4,810,976
	5 都 市 計 画 費	10,723,535
	6 住 宅 費	2,675,494

款	項	金 額
		千円
9 警 察 費		38,609,917
	1 警 察 管 理 費	34,956,058
	2 警 察 活 動 費	3,653,859
10 教 育 費		167,635,746
	1 教 育 総 務 費	28,043,887
	2 小 学 校 費	59,896,360
	3 中 学 校 費	34,015,782
	4 高 等 学 校 費	31,911,786
	5 特 別 支 援 学 校 費	8,878,053
	6 大 学 費	887,152
	7 社 会 教 育 費	2,498,270
	8 保 健 体 育 費	1,504,456
11 災 害 復 旧 費		1,788,795
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	573,266
	2 土 木 災 害 復 旧 費	1,215,529

款	項	金 額
		千円
12 公 債 費		114,762,487
	1 公 債 費	114,762,487
13 諸 支 出 金		41,899,190
	1 繰 出 金	6,049,766
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	494,989
	3 自動車取得税金 交 付 金	1,374,585
	4 利子割交付金	633,183
	5 利子割精算金	1,779
	6 地方消費税金 清 算 金	15,450,875
	7 地方消費税金 交 付 金	17,518,268
	8 配当割交付金	199,315
	9 株式等譲渡所得割 交 付 金	176,430
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		721,310,424

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 私立学校施設整備借入金利子助成 (日本私立学校振興・共済事業団借入分) 私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園を設 置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等 を行うために必要な資金を日本私立学校振興・ 共済事業団から借り入れた場合の学校法人に対 する利子助成	平成24年度 ～平成32年度	千円 16,780
	年次別内訳 平成24年度 2,256 平成25年度 2,256 平成26年度 2,128 平成27年度 2,004 平成28年度 1,878 平成29年度 1,752 平成30年度 1,627 平成31年度 1,502 平成32年度 1,377	
2 県立劇場施設整備事業 熊 本 市	平成24年度	71,829
3 要保護児童進学応援資金貸付 児童養護施設、里親等から大学等へ進学する 者に対する生活費等資金の貸付け	平成24年度 ～平成26年度	13,785
	年次別内訳 平成24年度 4,595 平成25年度 4,595 平成26年度 4,595	
4 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく平成23年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成23年度 ～平成26年度	7,500
5 生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対す る生活費等資金の貸付け	平成24年度 ～平成26年度	27,570
	年次別内訳 平成24年度 9,190 平成25年度 9,190 平成26年度 9,190	
6 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	平成24年度 ～平成28年度	71,790
	年次別内訳 平成24年度 14,358 平成25年度 14,358 平成26年度 14,358 平成27年度 14,358 平成28年度 14,358	
7 医療施設耐震化整備事業	平成24年度 ～平成26年度	823,284
	年次別内訳 平成24年度 332,640 平成25年度 332,640 平成26年度 158,004	

期 間	利子助成率
10年以内	年1.5%以内

事 項	期 間	限 度 額																	
8 離職者訓練等委託業務	平成24年度	千円 186,464																	
9 農地保有合理化事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が財団法人熊本県農業公社に1億5,000万円を限度額として農地保有合理化事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	平成23年度 ～平成34年度	90,000																	
10 農地保有合理化事業損失補償 社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が財団法人熊本県農業公社に13億円を限度額として農地保有合理化事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	平成23年度 ～平成34年度	780,000																	
11 企業等農業参入支援資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を5年以内に認定農業者となる計画を有する新規参入企業等に対し、平成23年度において総額2億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成24年度 ～平成29年度	15,531																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以内</td> <td>農業近代化資金の貸付利率</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子補給率	5年以内	農業近代化資金の貸付利率	年次別内訳 平成24年度 3,284 平成25年度 3,400 平成26年度 3,400 平成27年度 3,200 平成28年度 2,146 平成29年度 101													
期 間	利子補給率																		
5年以内	農業近代化資金の貸付利率																		
12 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成23年度において総額30億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成24年度 ～平成44年度	264,361																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 人</td> <td rowspan="2">農 協 銀 行</td> <td rowspan="2">15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">共 同</td> <td rowspan="2">農 協</td> <td rowspan="4">20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀 行</td> <td rowspan="2">年0.40%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農 協</td> <td rowspan="2">年0.40%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀 行</td> <td rowspan="2">年0.40%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内	共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内	銀 行	年0.40%以内	農 協	年0.40%以内	銀 行	年0.40%以内	年次別内訳 平成24年度 28,008 平成25年度 29,000 平成26年度 29,000 平成27年度 27,358 平成28年度 25,071 平成29年度 22,751 平成30年度 20,433 平成31年度 18,115 平成32年度 15,795 平成33年度 13,477 平成34年度 11,159 平成35年度 8,840 平成36年度 6,521 平成37年度 4,203 平成38年度 1,884 平成39年度 1,042 平成40年度 778 平成41年度 543 平成42年度 307 平成43年度 72 平成44年度 4
区 分	期 間	利子補給率																	
個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内																
				共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内												
銀 行	年0.40%以内																		
		農 協	年0.40%以内																
銀 行	年0.40%以内																		

事 項	期 間	限 度 額												
13 中山間地域活性化資金利子補給 農業協同組合等が中山間地域活性化資金を農 林漁業者等に対し、平成23年度において総額1 億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等 に対する利子補給	平成24年度 ～平成49年度	千円 18,154												
	年次別内訳 平成24年度 1,740 平成25年度 1,801 平成26年度 1,801 平成27年度 1,713 平成28年度 1,591 平成29年度 1,467 平成30年度 1,343 平成31年度 1,219 平成32年度 1,083 平成33年度 940 平成34年度 797 平成35年度 655 平成36年度 513 平成37年度 371 平成38年度 229 平成39年度 174 平成40年度 153 平成41年度 135 平成42年度 116 平成43年度 98 平成44年度 80 平成45年度 61 平成46年度 43 平成47年度 24 平成48年度 6 平成49年度 1													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工流通施設</td> <td>15年以内</td> <td>年1.90%以内</td> </tr> <tr> <td>保健機能増進施設</td> <td>15年以内</td> <td>年2.15%以内</td> </tr> <tr> <td>生活環境施設</td> <td>25年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子補給率	加工流通施設	15年以内	年1.90%以内	保健機能増進施設	15年以内	年2.15%以内	生活環境施設	25年以内	年1.25%以内		
区 分	期 間	利子補給率												
加工流通施設	15年以内	年1.90%以内												
保健機能増進施設	15年以内	年2.15%以内												
生活環境施設	25年以内	年1.25%以内												
14 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を 図るために必要な資金を、地域農業の担い手 となる意欲ある農業者等に対し、平成23年度 において総額 8 億円の範囲内で融資する場合 の農業協同組合等に対する利子補給	平成24年度 ～平成39年度	75,213												
	年次別内訳 平成24年度 9,658 平成25年度 10,000 平成26年度 10,000 平成27年度 9,199 平成28年度 8,084 平成29年度 6,952 平成30年度 5,822 平成31年度 4,691 平成32年度 3,559 平成33年度 2,429 平成34年度 1,804 平成35年度 1,377 平成36年度 961 平成37年度 544 平成38年度 127 平成39年度 6													
15 南島地区県営かんがい排水事業 山 鹿 市	平成24年度 ～平成25年度	290,000												
	年次別内訳 平成24年度 140,000 平成25年度 150,000													

事 項	期 間	限 度 額													
16 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、平成23年度において総額 4 億円の範囲 内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利 子補給	平成24年度 ～平成43年度	千円 26,963													
	年次別内訳 平成24年度 4,727 平成25年度 4,711 平成26年度 4,327 平成27年度 3,495 平成28年度 2,605 平成29年度 1,947 平成30年度 1,568 平成31年度 1,242 平成32年度 950 平成33年度 649 平成34年度 353 平成35年度 135 平成36年度 61 平成37年度 52 平成38年度 44 平成39年度 36 平成40年度 29 平成41年度 20 平成42年度 8 平成43年度 4														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施設等 資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5 年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利用 資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.4% 以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年 以内	年1.25% 以内	育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5 年 以内	共同 利用 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.4% 以内		
区 分	期 間	利 子 補 給 率													
個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年 以内	年1.25% 以内												
	育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5 年 以内													
共同 利用 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.4% 以内												
17 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁 業者に対し、平成23年度において総額 5 億円の 範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対す る利子補給	平成24年度 ～平成33年度	40,642													
	年次別内訳 平成24年度 6,268 平成25年度 6,251 平成26年度 6,251 平成27年度 5,800 平成28年度 4,922 平成29年度 4,015 平成30年度 3,122 平成31年度 2,229 平成32年度 1,341 平成33年度 443														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.25%以内											
期 間	利子補給率														
10年以内	年1.25%以内														
18 広域漁港整備事業 (御所浦漁港) 天 草 市	平成24年度	140,000													
19 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額321億 円の範囲内で融資した資金について熊本県信用 保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補 償	平成23年度 ～平成34年度	107,760													
20 企業立地促進費補助	平成24年度	135,000													

事 項	期 間	限 度 額
21 道路改築事業 (国道266号登立トンネル) 上天草市	平成24年度 ～平成25年度	千円 1,100,000
	年次別内訳 平成24年度 平成25年度	700,000 400,000
22 地域道路改築事業 (国道389号下田南1号トンネル) 天草市	平成24年度 ～平成25年度	429,000
	年次別内訳 平成24年度 平成25年度	238,000 191,000
23 地域道路改築事業 (国道445号清水トンネル) 八代市	平成24年度 ～平成25年度	2,000,000
	年次別内訳 平成24年度 平成25年度	1,000,000 1,000,000
24 地域道路改築事業 (大牟田植木線内藤橋) 和水町	平成24年度 ～平成25年度	600,000
	年次別内訳 平成24年度 平成25年度	400,000 200,000
25 地域道路改築事業 (日田鹿本線第2矢谷橋) 山鹿市	平成24年度	300,000
26 単県港湾調査事業 (水俣港) 水俣市	平成24年度	15,000
27 新熊本東警察署庁舎等整備事業 熊本市	平成24年度 ～平成25年度	2,578,969
	年次別内訳 平成24年度 平成25年度	1,595,238 983,731
28 併設型中高一貫教育施設整備事業 玉名市	平成24年度	156,585
29 翔陽高校教室棟改築事業 大津町	平成24年度	1,228,000
30 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成23年度 ～平成33年度	元金1,506,000,000 千円及びその利息 に相当する金額

事 項	期 間	限 度 額
31 情報処理関連業務	平成24年度 ～平成28年度	千円 257,477
	年次別内訳 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度	86,477 45,600 45,600 45,600 34,200
32 事務機器等賃借	平成24年度 ～平成29年度	1,245,440
	年次別内訳 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	285,042 255,621 255,571 255,176 188,669 5,361

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
土地改良 国庫補助事業費	1,219,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全国庫補助事業費	288,000	共団体金融機構、 会社、その他	(但し、利 率見直し方	半年賦元利均等 償還又は元金均等
農地防災 国庫補助事業費	289,000	(借入方法) 証書借入又は証	式で借り入 れる資金に	償還、満期一括償 還等
湛水防除 国庫補助事業費	267,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	ついで、利 率の見直し	但し、県財政の 都合により、繰上
造林 国庫補助事業費	33,000	発行を含む。)	を行った後	償還をなし、又は
林道 国庫補助事業費	783,000	(その他) 工事その他の都	においては、 当該見直し	借り換えをすること ができる。
治山 国庫補助事業費	1,953,000	合により、一部も	後の利率)	
保安林整備 国庫補助事業費	204,000	しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ		
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	190,000	て借り入れするこ とができる。		
漁港 国庫補助事業費	609,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
道路橋りょう 国庫補助事業費	5,732,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
道路維持 国庫補助事業費	3,193,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
河川 国庫補助事業費	1,792,000	額を限度額とする ことができる。		
砂防 国庫補助事業費	2,072,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	92,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
港湾建設 国庫補助事業費	348,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
街 路 国庫補助事業費	2,607,000	共団体金融機構、 会社、その他	(但し、利 率見直し方	半年賦元利均等 償還又は元金均等
都市公園整備 事業費	290,000	(借入方法)	式で借り入	償還、満期一括償
公 営 住 宅 建設事業費	635,000	証書借入又は証	れる資金に	還等
空港直轄事業 負担金	162,000	券発行（他の地方 公共団体との共同	率の見直し	但し、県財政の
農地海岸直轄事業 負担金	229,000	発行を含む。） (その他)	を行った後	都合により、繰上
道路直轄事業 負担金	4,714,000	工事その他の都 合により、一部も	においては、	償還をなし、又は
河川直轄事業 負担金	2,405,000	しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ	当該見直し	借り換えをすること
砂防直轄事業 負担金	102,000	て借り入れするこ とができる。	後の利率)	とができる。
港湾直轄事業 負担金	1,146,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
治山災害現年 発生国庫費	10,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
漁港災害現年 発生国庫費	6,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
公共土木現年 発生国庫費	366,000	とができる。		
公共土木過 年発生国庫費	32,000			
公共土木直轄 災害復旧事業負担金	80,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
総合庁舎整備事業費	274,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
地域総合整備資金貸付事業費	100,000	共団体金融機構、 会社、その他	(但し、利 率見直し方	半年賦元利均等 償還又は元金均等
老人福祉施設整備事業費	763,000	(借入方法) 証書借入又は証	式で借り入 れる資金に	償還、満期一括償 還等
石綿健康被害救済基金拠出金	14,000	券発行(他の地方	ついて、利	但し、県財政の
単県治山事業費	42,000	公共団体との共同	率の見直し	都合により、繰上
産業技術センター整備事業費	44,000	発行を含む。)	を行った後	償還をなし、又は
県有施設耐震整備事業費	13,000	(その他) 工事その他の都	においては、 当該見直し	借り換えをすること ができる。
九州新幹線建設費	880,000	合により、一部も	後の利率)	
単県道路整備事業費	4,945,000	しくは全部を翌年		
単県河川整備事業費	1,010,000	度以降に繰り下げ		
単県砂防整備事業費	292,000	て借り入れするこ とができる。		
単県河川海岸整備事業費	91,000	発行価格が額面		
単県街路整備事業費	233,000	金額を下回るとき		
警察施設整備事業費	368,000	は、その発行差額		
交通安全施設整備事業費	290,000	をうめるため必要		
県立高等学校整備事業費	302,000	な金額を加算した		
		額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化財保存整備 事業費	千円 8,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
臨時財政対策債	53,298,000	共団体金融機構、	(但し、利	半年賦元利均等
退職手当債	7,200,000	会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p style="text-align: center;">公 有 林 整 備 費 事 業 費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">81,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(但し、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め50年以内</p> <p>年賦元利均等償還又は元金均等償還等</p> <p>但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。</p>
計	102,096,000			

平成 2 3 年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成 2 3 年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,739,281千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰入金		4,142
	1 一般会計繰入金	4,142
2 繰越金		105,753
	1 繰越金	105,753
3 諸収入		1,546,186
	1 貸付金元利収入	1,546,186
4 県債		83,200
	1 県債	83,200
歳入合計		1,739,281

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 292,920
	1 中小企業振興資金	292,920
2 公 債 費		1,040,500
	1 公 債 費	1,040,500
3 諸 支 出 金		405,861
	1 繰 出 金	405,861
歳 出 合 計		1,739,281

第 2 表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備貸与事業（国制度分）） 財団法人くまもとテクノ産業財団が平成23年 度に行う設備貸与事業 3 億円の未収債権に対す る損失補償	平成23年度 ～平成36年度	千円 135,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業振興資金貸付事業費	千円 83,200	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付金 の借り入れ	年4.1% 以 内	据置期間を含め 20年以内 年賦元金均等償 還

平成23年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成23年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,758千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		18,000
	1 一般会計繰入金	18,000
2 繰 越 金		3,497
	1 繰 越 金	3,497
3 諸 収 入		67,261
	1 貸付金元利収入	67,261
4 県 債		36,000
	1 県 債	36,000
歳 入 合 計		124,758

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 124,758
	1 母子寡婦福祉資金	124,758
歳 出 合 計		124,758

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子寡婦福祉資金貸付 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） に基づき実施する母子及び寡婦に対する技能習 得資金、生活資金、修学資金、修業資金及び特 例児童扶養資金の貸付け	平成24年度 ～平成27年度	千円 75,591
	年次別内訳	
	平成24年度	43,727
	平成25年度	22,943
	平成26年度	8,164
	平成27年度	757

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子寡婦福祉 資金貸付金	千円 36,000	政府貸付金の 借 り 入 れ	無 利 子	母子及び寡婦福 祉法第37条の定め るところによる。

平成 2 3 年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成 2 3 年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,000,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 証 紙 収 入		2,692,000
	1 証 紙 収 入	2,692,000
2 繰 越 金		308,000
	1 繰 越 金	308,000
歳 入 合 計		3,000,000

歳 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 3,000,000
	1 繰 出 金	3,000,000
歳 出 合 計		3,000,000

平成 2 3 年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成 2 3 年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 250,854千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		16,571
	1 使用料	16,571
2 財産収入		153,558
	1 財産運用収入	312
	2 財産売却収入	153,246
3 繰入金		44,621
	1 一般会計繰入金	40,489
	2 基金繰入金	4,132
4 繰越金		36,104
	1 繰越金	36,104
歳 入 合 計		250,854

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 250,854
	1 高 等 学 校 費	250,854
歳 出 合 計		250,854

平成 2 3 年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成 2 3 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,579,605 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		643,150
	1 使用料	643,150
2 国庫支出金		90,000
	1 国庫補助金	90,000
3 繰入金		1,389,857
	1 一般会計繰入金	1,389,857
4 繰越金		67,598
	1 繰越金	67,598
5 諸収入		123,000
	1 雑収入	123,000
6 県債		1,266,000
	1 県債	1,266,000
歳入合計		3,579,605

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 799,729
	1 港 湾 費	799,729
2 公 債 費		2,779,876
	1 公 債 費	2,779,876
歳 出 合 計		3,579,605

第 2 表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
物流拠点機能向上事業 (ガントリークレーン) 熊 本 市	平成24年度	千円 500,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>港湾整備事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>1,266,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (但し、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。</p>

平成 2 3 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成 2 3 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 435,958 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		4,362
	1 財 産 運 用 収 入	4,362
2 繰 入 金		45,680
	1 基 金 繰 入 金	45,680
3 繰 越 金		65,916
	1 繰 越 金	65,916
4 諸 収 入		320,000
	1 雑 入	320,000
歳 入 合 計		435,958

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 70,458
	1 港 湾 費	70,458
2 公 債 費		365,500
	1 公 債 費	365,500
歳 出 合 計		435,958

平成 2 3 年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

平成 2 3 年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,570,955千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		713,436
	1 国庫補助金	713,436
2 財産収入		841
	1 財産運用収入	841
3 繰入金		280,088
	1 一般会計繰入金	280,088
4 繰越金		172,784
	1 繰越金	172,784
5 諸収入		403,806
	1 貸付金元利収入	403,806
歳 入 合 計		1,570,955

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 1,570,955
	1 育 英 資 金	1,570,955
歳 出 合 計		1,570,955

平成 2 3 年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成 2 3 年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 315,703千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		4,574
	1 一般会計繰入金	4,574
2 繰 越 金		147,996
	1 繰 越 金	147,996
3 諸 収 入		163,133
	1 貸付金元利収入	163,133
歳 入 合 計		315,703

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 314,574
	1 林 業 改 善 資 金	314,574
2 公 債 費		551
	1 公 債 費	551
3 諸 支 出 金		578
	1 繰 出 金	578
歳 出 合 計		315,703

平成23年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成23年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,006千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		2,504
	1 一般会計繰入金	2,504
2 繰 越 金		28,274
	1 繰 越 金	28,274
3 諸 収 入		126,228
	1 貸付金元利収入	126,228
歳 入 合 計		157,006
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		157,006
	1 沿岸漁業改善資金	157,006
歳 出 合 計		157,006

平成 2 3 年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成 2 3 年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 250,313 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		50,000
	1 繰 越 金	50,000
2 諸 収 入		200,313
	1 貸付金元利収入	200,313
歳 入 合 計		250,313

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 200,313
	1 市町村振興資金	200,313
2 諸 支 出 金		50,000
	1 繰 出 金	50,000
歳 出 合 計		250,313

平成 23 年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成 23 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,136,069 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,801,423
	1 負担金	1,801,423
2 国庫支出金		1,321,900
	1 国庫補助金	1,321,900
3 繰入金		330,189
	1 一般会計繰入金	330,189
4 繰越金		129,557
	1 繰越金	129,557
5 諸収入		12,000
	1 雑収入	12,000
6 県債		541,000
	1 県債	541,000
歳入合計		4,136,069

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 3,474,406
	1 流域下水道費	3,474,406
2 公 債 費		655,663
	1 公 債 費	655,663
3 諸 支 出 金		6,000
	1 繰 出 金	6,000
歳 出 合 計		4,136,069

第 2 表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 熊 本 市	平成24年度	千円 1,106,100

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	千円 367,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
球磨川上流流域 下水道事業費	84,000	会社、その他 (借入方法)	(但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
八代北部流域 下水道事業費	90,000	証券借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
計	541,000			

平成 2 3 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成 2 3 年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,105,722 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		21,549
	1 財 産 運 用 収 入	21,549
2 繰 越 金		58,173
	1 繰 越 金	58,173
3 県 債		2,026,000
	1 県 債	2,026,000
歳 入 合 計		2,105,722

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 465,595
	1 工 鉱 業 費	465,595
2 公 債 費		1,627,933
	1 公 債 費	1,627,933
3 諸 支 出 金		12,194
	1 繰 出 金	12,194
歳 出 合 計		2,105,722

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>用地造成事業費</p>	<p>2,026,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。） (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。</p>

平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,519,681千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 水俣湾堆積汚泥 処理事業費		1,575,842
	1 分担金及び負担金	1,575,842
2 チ ッ ソ 貸 付 費		3,666,575
	1 諸 収 入	3,666,575
3 水俣病問題解決支援 財団出資費		276,268
	1 繰 入 金	276,268
4 支 援 措 置 費		3,873,159
	1 国 庫 支 出 金	2,379,160
	2 繰 入 金	899,999
	3 県 債	594,000
5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		2,127,837
	1 繰 入 金	1,824,462
	2 県 債	303,375
歳 入 合 計		11,519,681

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 1,976,558
	1 公 債 費	1,976,558
2 チ ッ ソ 貸 付 費		5,645,019
	1 公 債 費	5,645,019
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,268
	1 公 債 費	276,268
4 支 援 措 置 費		1,493,999
	1 環 境 費	594,000
	2 公 債 費	899,999
5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援		2,127,837
	1 環 境 費	2,022,500
	2 公 債 費	105,337
歳 出 合 計		11,519,681

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 594,000	(借入先) 財務省、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 20年以内
一時金支払関係 出 資 金	303,375	(借入方法) 証書借入又は証 券発行	(但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	半年賦元利均等 償還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
計	897,375			

平成 2 3 年度熊本県公債管理特別会計予算

平成 2 3 年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,150,462 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		139,899
	1 財 産 運 用 収 入	139,899
2 繰 入 金		33,086,945
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,346,945
	2 基 金 繰 入 金	740,000
3 県 債		39,923,618
	1 県 債	39,923,618
歳 入 合 計		73,150,462

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 73,150,462
	1 公 債 費	73,150,462
歳 出 合 計		73,150,462

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	39,923,618	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

平成 23 年度熊本県就農支援資金貸付特別会計予算

平成 23 年度熊本県の就農支援資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 267,911 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		21,844
	1 一般会計繰入金	21,844
2 繰 越 金		66,439
	1 繰 越 金	66,439
3 諸 収 入		136,913
	1 貸付金元利収入	136,913
4 県 債		42,715
	1 県 債	42,715
歳 入 合 計		267,911

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 250,486
	1 就 農 支 援 資 金	250,486
2 公 債 費		11,617
	1 公 債 費	11,617
3 諸 支 出 金		5,808
	1 繰 出 金	5,808
歳 出 合 計		267,911

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就 農 支 援 資 金 貸 付 金	千円 42,715	政府貸付金の 借 り 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 21年以内 半年賦元金均等 償還

平成 23 年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 23 年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 156,660,300kWh

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事業収益			1,812,716千円
第 1 項 営業収益			1,458,200千円
第 2 項 営業外収益			21,199千円
第 3 項 特別利益			333,317千円

支 出

第 1 款 事業費		2,397,029千円
第 1 項 営業費用		1,475,579千円
第 2 項 営業外費用		70,906千円
第 3 項 特別損失		835,544千円
第 4 項 予備費		15,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 資本的収入			571,142千円
第 1 項 他会計からの返還金			571,142千円

支 出

第 1 款 資本的支出		411,936千円
第 1 項 建設改良費		3,675千円
第 2 項 企業債償還金		132,707千円
第 3 項 他会計への繰出金		265,554千円
第 4 項 予備費		10,000千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出

 第 1 款 事業費

 第 1 項 営業費用

 第 2 項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 640,310千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成23年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	33箇所
(2) 年間総給水量	8,605,758㎡
(3) 一日平均給水量	23,513㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	820,661千円
第1項 営業収益	664,165千円
第2項 営業外収益	156,496千円

支 出

第1款 事業費	1,058,760千円
第1項 営業費用	888,436千円
第2項 営業外費用	163,324千円
第3項 予備費	7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額318,519千円は、過年度分損益勘定留保資金318,519千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,100,888千円
第1項 企業債	225,000千円
第2項 長期借入金	530,312千円
第3項 工事受託金	11,827千円
第4項 補助金	113,681千円
第5項 雑収入	175,704千円
第6項 工事負担金	44,364千円

支 出

第1款 資本的支出	1,419,407千円
第1項 建設改良費	63,701千円
第2項 企業債償還金	578,804千円
第3項 長期借入金償還金	776,144千円
第4項 補助金返還金	758千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 225,000	(借入先) 銀行、財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 財政その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年 5.0 % 以 内	借入れの年から据置期間を含め 30 年以内 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等 但し、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事 業 費

第 1 項 営 業 費 用

第 2 項 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

64,122千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、204,691千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成23年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 年間普通駐車台数 | 110,356台 |
| (2) 年間定期駐車台数 | 3,498台 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			126,516千円
第1項	営業収益			125,384千円
第2項	営業外収益			1,132千円
		支	出	
第1款	事業費			81,167千円
第1項	営業費用			69,905千円
第2項	営業外費用			9,262千円
第3項	予備費			2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	資本的収入			0千円
		支	出	
第1款	資本的支出 (一時借入金)			0千円

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,647千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成 2 3 年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 3 年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入 院	48,678人
外 来	32,450人
(3) 一日平均患者数	
入 院	133人
外 来	110人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			1,612,145千円
第 1 項 医業収益			864,404千円
第 2 項 医業外収益			747,741千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			1,601,277千円
第 1 項 医業費用			1,498,939千円
第 2 項 医業外費用			102,288千円
第 3 項 予備費			50千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額198,127千円は過年度分損益勘定留保資金198,127千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資本的収入			0千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出			198,127千円
第 1 項 建設改良費			19,519千円
第 2 項 企業債償還金			178,608千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	864,332千円
(2) 交際費	70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 6 条 たな卸資産の購入限度額は、79,726千円と定める。

熊本県告示第 3 2 5 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により天草市、上天草市及び天草郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 3 年 3 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
上天草市	平成23年 5月9日	午前10時30分 から午前11時3 0分まで	上天草市 湯島 出張所	非自動はかり（計量法 施行令（平成5年政令 第329号）第5条第 1号又は第2号に掲げ るものを除く。）、分 銅
上天草市	平成23年 5月9日	午後1時30分か ら午後3時まで	上天草市役所 大矢野庁舎	
上天草市	平成23年 5月10日	午前10時から午 後3時まで	上天草市役所 大矢野庁舎	
上天草市	平成23年 5月11日	午前10時から午 後4時まで	上天草市 松島 保健センター	
上天草市	平成23年 5月12日	午前9時から午後 4時まで	上天草市 龍ヶ 岳統括支所	
上天草市	平成23年 5月13日	午前9時から午後 3時まで	上天草市 姫戸 統括支所	
苓北町	平成23年 5月16日	午前11時30分 から午後0時30 分まで	苓北町 坂瀬川 出張所	
苓北町	平成23年 5月16日	午後2時から午後 4時まで	苓北町 富岡出 張所	
苓北町	平成23年 5月17日	午前9時から午前 11時まで	苓北町 都呂々 出張所	
苓北町	平成23年 5月17日	午後0時30分か ら午後4時まで	苓北町保健セン ター	
天草市	平成23年 5月18日	午前9時から午前 11時30分まで	J A本渡五和 五和みかん集荷 場	
天草市	平成23年 5月18日	午後1時から午後 4時まで	天草漁協 二江 荷捌所	
天草市	平成23年 5月19日	午前9時から午後 4時まで	天草市 五和支 所	
天草市	平成23年 5月20日	午前9時から午前 11時まで	天草市 有明保 健センター	
天草市	平成23年 5月20日	午後0時30分か ら午後2時30分 まで	J Aあまくさ 統合選果場	
天草市	平成23年 5月23日	午前10時30分 から正午まで	上津浦公民館	
天草市	平成23年 5月23日	午後1時30分か ら午後4時まで	島子公民館	
天草市	平成23年 5月24日	午前9時から午後 3時まで	J Aあまくさ 栖本野菜集荷所	
天草市	平成23年 5月25日	午前9時から午後 4時まで	天草市 御所浦 島開発総合セン ター	
天草市	平成23年 5月26日	午前9時から正午 まで	天草市 横浦島 コミュニティセ ンター	
天草市	平成23年 5月27日	午前9時から午後 2時まで	天草市 倉岳支 所	
天草市	平成23年 5月30日	午前11時から午 後4時まで	天草市 新和町 民センター	

天草市	平成23年 5月31日	午前9時から午前 11時30分まで	宮野河内公民館
天草市	平成23年 5月31日	午後1時30分か ら午後4時まで	富津公民館
天草市	平成23年 6月1日	午前9時から午後 4時まで	一町田公民館
天草市	平成23年 6月2日	午前9時から正午 まで	須口地区健康管 理増進施設
天草市	平成23年 6月2日	午後1時30分か ら午後3時まで	天草市 牛深支 所魚貫出張所
天草市	平成23年 6月3日	午前9時から午前 11時まで	天草市 牛深支 所二浦出張所
天草市	平成23年 6月3日	午後0時30分か ら午後2時まで	天草市 ふかみ ふれあいセンタ ー
天草市	平成23年 6月6日	午前11時30分 から午後4時まで	天草市 牛深総 合体育館
天草市	平成23年 6月7日	午前9時から午後 4時まで	天草市 牛深総 合センター
天草市	平成23年 6月8日	午前9時から午前 11時30分まで	天草市 大江漁 村環境改善総合 センター
天草市	平成23年 6月8日	午後1時から午後 4時まで	天草市 天草勤 労者体育館
天草市	平成23年 6月9日	午前9時から正午 まで	天草市 天草支 所下田出張所
天草市	平成23年 6月9日	午後1時30分か ら午後4時まで	天草市 天草支 所福連木出張所
天草市	平成23年 6月10日	午前9時から正午 まで	亀場町公民館
天草市	平成23年 6月10日	午後1時30分か ら午後2時30分 まで	志柿町公民館
天草市	平成23年 6月13日	午前11時から午 後0時30分まで	楠浦町公民館
天草市	平成23年 6月13日	午後2時から午後 4時まで	宮地岳町公民館
天草市	平成23年 6月14日	午前9時から午前 11時まで	本町公民館
天草市	平成23年 6月14日	午後0時30分か ら午後4時まで	佐伊津町公民館
天草市	平成23年 6月15日	午前9時から午前 11時30分まで	下浦町公民館
天草市	平成23年 6月15日	午後1時から午後 4時まで	天草市 天草市 民センター
天草市	平成23年 6月16日	午前9時から午後 4時まで	天草市 天草市 民センター
天草市	平成23年 6月17日	午前9時から午後 2時30分まで	天草市 天草市 民センター

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成23年5月16日から平成23年6月17日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関
 社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年3月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町椎原字椎原 6番1地先から 同所 3番2地先まで	前	3.8 ～ 4.3	26.6	道路法 第24 条工事 (仮設 道路の 撤去)
			後	4.1 ～ 6.2	37.6	
主要地方道	八代鏡線 (一部、 一般県道 郡築横手 線と重複)	八代市古閑浜町 2742番2地先から 同所 3297番1地先まで	前	5.8 ～ 10.0	567.0	活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅)
			後	16.0 ～ 119.3	567.0	
一般県道	中津道八 代線	八代市坂本町坂本 4691番地先から 同所 4161番20地先まで	前	5.5 ～ 13.0	52.0	道路法 第24 条工事 (仮設 道路の 撤去)
			後	5.5 ～ 7.9	52.0	
一般県道	郡築横手 線	八代市古閑浜町 2715番1地先から 同所 2741番1地先まで	前	4.0 ～ 4.8	48.7	活力基 盤改築 (交差 点改良)
			後	4.0 ～ 35.0	43.0	
一般県道	二見田浦 線	葦北郡芦北町大字井牟田字棕 野 232番3地先から 同町大字井牟田字水尻 471番4地先まで	前	1.3 ～ 4.2	1,089.7	地基創 改(バイ パス 発生)
			後	1.3 ～ 4.2	1,089.7	

			12.6 ～ 22.0	1,070.8	
--	--	--	-------------------	---------	--

2 区域を変更する期日 平成 23 年 3 月 25 日

熊本県告示第 3 2 7 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 23 年 3 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和高森線	上益城郡山都町菅尾字前 540番2地先から 同町塩出迫字牧野口 16番5地先まで	前	5.1 ～ 35.3	483.8	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	9.5 ～ 38.8	452.9	

2 区域を変更する期日 平成 23 年 3 月 25 日

熊本県告示第 3 2 8 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 23 年 3 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町三ヶ字金福寺 182番1地先から 同所 204番1地先まで	前	5.0 ～ 9.8	109.6	旧道移 管
				9.5 ～ 24.5	89.3	
			後	9.5 ～ 18.0	89.3	

2 区域を変更する期日 平成 23 年 3 月 25 日

熊本県告示第 3 2 9 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 3 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地字橋詰 504番地先から	130.0	地基創 改(改)

		同所 5 3 2 番 1 地先まで		築に伴う 拡幅)
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網津町字桜田 2 0 9 4 番 2 地先から 同所 2 1 3 3 番 2 地先まで	80.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町中郡字梨尾 2 8 6 7 番 3 0 地先から 同所 2 8 6 7 番 3 0 地先まで	46.0	地基創 改(改築 に伴う 拡幅)
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字戸屋野字上松ヶ野 2 7 9 7 番 6 地先から 同所 2 8 2 8 番 3 地先まで	149.4	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
		球磨郡水上村大字戸屋野字上松ヶ野 3 0 0 0 番 1 地先から 同所 3 0 0 0 番 1 地先まで	137.0	
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字塚山 2 3 1 番 3 地先から 同所 2 3 1 番 1 地先まで	88.6	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
一般県道	清和砥用線	下益城郡美里町清水字所野尾 3 7 6 番 2 地先から 同町清水字堀下 4 7 1 番 4 地先まで	17.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
一般県道	相良人吉線	球磨郡山江村大字山田字大平 3 1 番 4 0 地先から 同村大字山田字上椎谷 2 5 2 番 1 地先まで	160.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
一般県道	覚井一武線	球磨郡錦町字柳原 2 4 2 番 2 地先から 同所 2 4 2 番 2 地先まで	27.1	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
一般県道	困砥用線	下益城郡美里町川越字天神森 1 8 6 4 番地先から 同所 1 8 6 4 番地先まで	31.3	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字戸屋 6 4 番 1 地先から 同所 6 0 番 1 地先まで	308.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成 23 年 3 月 25 日

熊本県告示第 330 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 3 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	松島馬場線	天草市栖本町河内字竹之内 5194番2地先から 同所 5191番2地先まで	80.0	地基創 改(改 築に伴 う拡幅)
一般県道	宮地岳今田 線	天草市宮地岳町字小平 5585番9地先から 同所 5765番3地先まで	190.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年3月25日

熊本県告示第331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草市倉岳町棚底字南平 282番地先から 同所 295番7地先まで	49.2	やさ道 臨交金 (歩道 整備)
	324号	天草市有明町大島子字永田 1918番1地先から 同市有明町大島子字石神 1749番2地先まで	180.0	交安統 合(歩 道整備)
		天草郡苓北町坂瀬川字向路 2696番2地先から 同町坂瀬川字沖田 24番4地先まで	190.0	やさ道 交1国 (歩道 整備)

2 供用を開始する期日 平成23年3月25日

熊本県告示第332号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和高森線	上益城郡山都町菅尾字前 5番1地先から 同町塩出迫字牧野口 16番5地先まで	126.7	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年3月25日

熊本県告示第333号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路

の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市大矢野町中字江後新田 3116番1地先から 同所 3097番6地先まで	216.5	交安統 合(歩 道整備)
		上天草市大矢野町中字江後新田 3080番7地先から 同所 3080番7地先まで	11.0	

2 供用を開始する期日 平成23年3月28日

熊本県告示第334号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 あさぎり町

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

永山1(502-1-001)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

あさぎり町上東

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

西平2(502-1-002)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

あさぎり町上西

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

清願寺2(502-1-003)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

あさぎり町上西

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
麓 2（502-1-004）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
あさぎり町上南
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
麓 1（502-1-005）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
あさぎり町上南
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上永里（502-1-006）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
あさぎり町上西
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
永山 2（502-2-001）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
あさぎり町上東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
清願寺 1（502-2-002）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
あさぎり町皆越
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上永里-2（502-1001）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ あさぎり町上西
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
宮原谷 (504-2-001)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
あさぎり町岡原北
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
立野 (504-2-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
あさぎり町岡原南
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
平山 2 (508-1-001)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
あさぎり町須恵
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平山 1 (508-2-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
あさぎり町須恵
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平山 3 (508-2-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
あさぎり町須恵
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中の谷 (508-2-003)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
あさぎり町須恵
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (16) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
鷺巣 2 (509-2-001)
 - イ 土砂災害警戒区域の所在地
あさぎり町深田西
 - ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鷺巣 1 (509-2-002)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
あさぎり町深田西
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 山江村
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
淡島 (512-1-004)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村万江
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
神園 1 (512-1-009)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村万江
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
城内 (512-1-011)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村万江

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
井手の口 2 (5 1 2 - 1 - 0 1 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
井手の口 3 (5 1 2 - 1 - 0 1 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
寺下 2 (5 1 2 - 1 - 0 1 7)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
下城子 2 (5 1 2 - 1 - 0 1 8)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下城子 3 (5 1 2 - 1 - 0 1 9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
番慶 1 (5 1 2 - 1 - 0 2 0)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
湯の原 1 (5 1 2 - 1 - 0 2 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
尾崎 2 (5 1 2 - 1 - 0 2 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東浦 2 (5 1 2 - 1 - 0 2 7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
立野 (5 1 2 - 1 - 0 2 8)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
柳野 (5 1 2 - 2 - 0 0 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村万江
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
魚返谷 (5 1 2 - 2 - 0 0 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村万江
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
熊原 (5 1 2 - 2 - 0 0 6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村万江
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
尾寄崎 (5 1 2 - 2 - 0 0 9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山手 (5 1 2 - 2 - 0 1 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村万江
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平山 2 (5 1 2 - 2 - 0 1 6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村万江
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (20) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
井手の口 1 (5 1 2 - 2 - 0 1 7)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (21) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
下城子 1 (5 1 2 - 2 - 0 1 8)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
山江村山田
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (22) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下城子 4 (5 1 2 - 2 - 0 1 9)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (23) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
西川内 1 (5 1 2 - 2 - 0 2 0)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
山江村山田
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (24) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西川内 2 (5 1 2 - 2 - 0 2 1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (25) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西川内 3 (5 1 2 - 2 - 0 2 2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西川内 4 (5 1 2 - 2 - 0 2 3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
番慶 2 (5 1 2 - 2 - 0 2 4)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
下払 1 (5 1 2 - 2 - 0 2 5)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
山江村山田
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岩ヶ野 (5 1 2 - 2 - 0 2 6)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
大川内 1 (5 1 2 - 2 - 0 2 8)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
山江村山田
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 大川内 2 (5 1 2 - 2 - 0 2 9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
高蝕谷川 (5 1 2 - 2 - 0 3 0)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
椎谷 - 1 (5 1 2 - 2 - 0 3 1 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
椎谷 - 2 (5 1 2 - 2 - 0 3 1 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
湯の原 2 (5 1 2 - 2 - 0 3 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東浦 1 (5 1 2 - 2 - 0 3 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山江村山田

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第335号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、告示の日から供用を開始する。

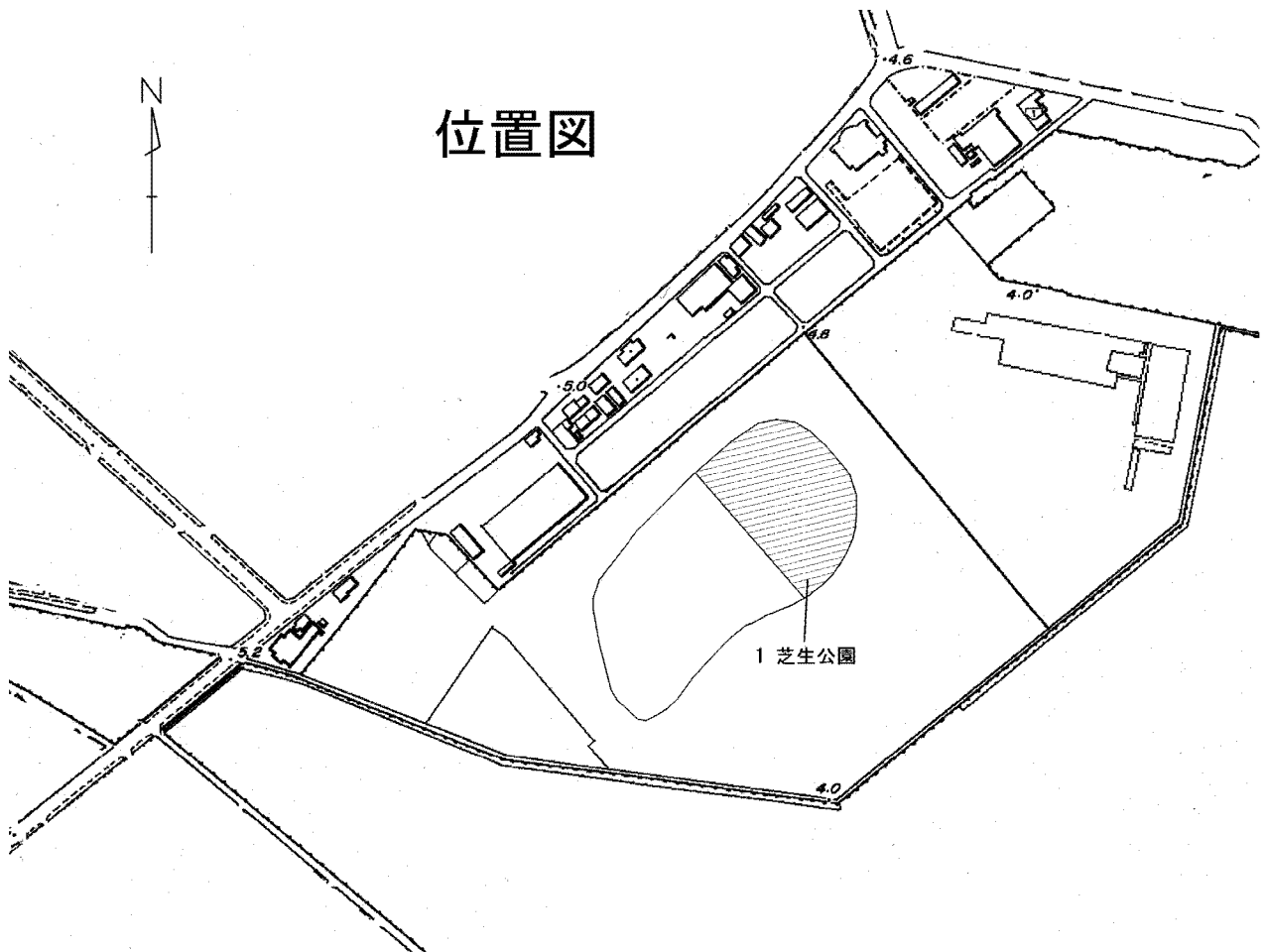
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 港湾名 本渡港
- 2 所在 天草市本渡町広瀬字大矢崎地内
- 3 概要

番号	種類	数量及び能力
1	芝生公園	1式 14,532.56平方メートル

4 位置図



公 告

熊本県公告第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字百海1293番
1, 172.86平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市水前寺公園7番43号
株式会社奥羽興産

熊本県公告第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2588番3
200.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市出仲間四丁目22番6号506
嶺 一隆

熊本県公告第153号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第9条第1項の規定により生産出荷近代化計画を変更したので、同項の規定によりその変更の概要を次のとおり公表する。
平成23年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 野菜指定産地名 熊本山鹿
 (1) 区域 熊本市（旧城南町を除く。）、山鹿市（旧山鹿市）
 (2) 指定野菜の種別 冬春なす
 (3) 生産出荷近代化計画の変更年月日 平成23年3月15日
 (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
 広域選果場による共同選果、低コスト耐候性ハウス等の導入及び省エネ対策による生産基盤の強化、優良品種選定や減農薬による付加価値等により、生産及び出荷の安定を図る。
 (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
 平成27年度を目標年度とする計画は、次のとおりとする。
 作付面積 129ヘクタール
 生産数量 20,092トン
 出荷数量 19,676トン
- 2 野菜指定産地名 宇城
 (1) 区域 宇土市、宇城市（旧三角町を除く。）
 (2) 指定野菜の種別 冬春なす
 (3) 生産出荷近代化計画の変更年月日 平成23年3月15日
 (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
 農薬栽培の推進により、生産及び出荷の安定を図る。
 (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
 平成27年度を目標年度とする計画は、次のとおりとする。
 作付面積 15ヘクタール
 生産数量 2,325トン
 出荷数量 1,989トン
- 3 野菜指定産地名 菊池
 (1) 区域 菊池市、合志市
 (2) 指定野菜の種別 夏秋きゅうり
 (3) 生産出荷近代化計画の変更年月日 平成23年3月15日
 (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
 広域選果場による共同選果、優良な購入苗による生産安定と省力化及び土づくりや病害虫防除対策の徹底により、生産及び出荷の安定を図る。

- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 27 年度を目標年度とする計画は、次のとおりとする。
- 作付面積 21 ヘクタール
- 生産数量 539 トン
- 出荷数量 455 トン
- 4 野菜指定産地名 上益城
- (1) 区域 山都町
- (2) 指定野菜の種別 秋冬さといも
- (3) 生産出荷近代化計画の変更年月日 平成 23 年 3 月 15 日
- (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
生産及び出荷の安定と品質向上、優良堆肥利用による地方の維持向上及び
収穫機による省力化により、生産及び出荷の安定を図る。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 27 年度を目標年度とする計画は、次のとおりとする。
- 作付面積 54 ヘクタール
- 生産数量 560 トン
- 出荷数量 346 トン

熊本県公告第 154 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成 23 年度自動車税納税通知書等に係る業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部税務課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 23 年 1 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所
トッパン・フォームズ株式会社西日本事業部第二営業本部
熊本市辛島町 5-1
- 5 落札金額
35,437,500 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,687,500 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 22 年 12 月 10 日

熊本県公告第 155 号

釜尾地区土地改良事業共同施行 施行委員長小森隆から認可の申請があった釜尾地区の換地計画については、平成 23 年 3 月 17 日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成 23 年 3 月 28 日から
平成 23 年 4 月 22 日まで
- 2 縦覧の場所 熊本市北部総合支所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 156 号

平成 22 年 2 月 26 日熊本県公告第 81 号及び平成 22 年 1 月 19 日熊本県公告第 634 号で公示した平成 23 年度及び平成 24 年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本

県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格審査（以下「本審査」という。）については、本審査の結果通知を平成 23 年度に行うこととし、入札参加者資格の有効期間を本審査結果の適用日から次期の入札参加者資格適用日の前日までとする。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県公安委員会告示第 7 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、少年指導委員を次のように委嘱したので、少年指導委員規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

- 1 委嘱年月日
平成 23 年 4 月 1 日
- 2 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
岩石 恭典	096-323-0110（熊本北警察署生活安全課）	熊本北警察署管轄区域
眞杉 明美	〃	〃
中山 保隆	〃	〃
阪本 義忠	〃	〃
布田 昭	〃	〃
山本 政治	〃	〃
西菌 謙吾	〃	〃
柳邊眞理子	〃	〃
田上久美子	〃	〃
口元 明作	〃	〃
亀井 伸生	〃	〃
石原 正彦	〃	〃
菊池 智子	〃	〃
西野れい子	〃	〃
谷口 紀子	〃	〃
吉村 絹代	096-326-0110（熊本南警察署生活安全課）	熊本南警察署管轄区域
坂木 賢介	〃	〃
吉田 一美	〃	〃
徳永 龍磨	〃	〃
村田 幸博	〃	〃
福島 清文	〃	〃
山口 義人	〃	〃
島田 ゆき	〃	〃
岡野 孝彦	096-368-0110（熊本東警察署生活安全課）	熊本東警察署管轄区域
伊藤 和子	〃	〃
坂口 由香	〃	〃
橋本 明	〃	〃
寺田健次郎	〃	〃
上田 純一	〃	〃
大久保幸也	〃	〃
宮津 美光	〃	〃
富田 康之	〃	〃
角田 逸雄	0968-74-0110（玉名警察署生活安全課）	玉名警察署管轄区域
今村 昌司	〃	〃

藤田 謙治	〃	〃
一三三 宏	0968-68-5110 (荒尾警察署生活安全課)	荒尾警察署管轄区域
宮崎 隆生	〃	〃
風間 英一	〃	〃
富田 栄二	0968-44-0110 (山鹿警察署生活安全課)	山鹿警察署管轄区域
立花 直美	〃	〃
前田 一宏	〃	〃
高城 啓治	0968-24-0110 (菊池警察署刑事・生活安全課)	菊池警察署管轄区域
緒方 幸徳	〃	〃
境 敬一郎	〃	〃
福島 知雄	096-294-0110 (大津警察署生活安全課)	大津警察署管轄区域
坂本 秀輝	〃	〃
上村 修一	0967-22-5110 (阿蘇警察署刑事・生活安全課)	阿蘇警察署管轄区域
佐藤 義次	〃	〃
本松 裕生	0964-33-0110 (宇城警察署生活安全課)	宇城警察署管轄区域
松下 哲夫	〃	〃
浦野 巽	〃	〃
本村 敏彦	0965-33-0110 (八代警察署生活安全課)	八代警察署管轄区域
松本 一幸	〃	〃
市村 直子	〃	〃
寺田 公子	〃	〃
平野 繁子	〃	〃
中野 博視	〃	〃
川原 清藤	0966-24-4110 (人吉警察署生活安全課)	人吉警察署管轄区域
蓑毛 和也	〃	〃
森口 修	〃	〃
馬場 昭治	0969-24-0110 (天草警察署生活安全課)	天草警察署管轄区域
田中 正行	〃	〃
福本 正人	〃	〃

熊本県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成23年3月25日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

その総数の50分の1	29,767
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	314,725

熊本県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成23年3月25日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

選挙区名	
熊本市選挙区	155,503
八代市・八代郡選挙区	40,351
人吉市選挙区	9,742
荒尾市選挙区	15,452
水俣市選挙区	7,637
玉名市選挙区	19,141

天草市・天草郡選挙区	27, 797
山鹿市選挙区	15, 730
菊池市選挙区	14, 037
宇土市選挙区	10, 263
上天草市選挙区	8, 852
宇城市選挙区	17, 193
阿蘇市選挙区	8, 002
合志市選挙区	14, 478
下益城郡選挙区	11, 243
玉名郡選挙区	12, 578
鹿本郡選挙区	8, 322
菊池郡選挙区	17, 732
阿蘇郡選挙区	11, 306
上益城郡選挙区	24, 802
葦北郡選挙区	7, 156
球磨郡選挙区	16, 634

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 9 号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 級別標準職務表（その 1）行政職給料表級別標準職務表中「部次長」を「局長」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 10 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 知事の事務部局の部共通の款本庁の項を次のように改める。

本 庁	理事 部長	1 種
	総括審議員	2 種
	政策審議監 局長 首席審議員（人事委員会が定めるものに限る。）	3 種
	首席審議員（区分 3 種のものを除く。）	4 種
	課長（区分 4 種のものを除く。） 政策監	5 種
	政策調整審議員 審議員	6 種
地方出先機関	首席審議員	4 種
	審議員	6 種

別表第 1 知事の事務部局の部知事公室の款本庁の項中「政策審議監」を「危機管理監」

に改め、同部総務部の款本庁の項中

危機管理監	3 種
-------	-----

を削り、同部健康福祉部の款本庁の項中「くまもと県民交流館長」を削り、「総務審議員 保健福祉環境審議員 農林水産審議員 土木審議員」を「首席税務専門員」に改め、「くまもと県民交流館副館長」を削り、同部企画振興部の款本庁の項中

室長

5 種

を削り、同部健康福祉部の款本庁の項

中「2種」を「3種」に改め、

局長	3種
室長	5種

を削り、

同款地方出先機関の項中

福祉審議員 健康福祉審議員	6種
---------------	----

を削り、「清

水が丘学園副園長」を「清水が丘学園副園長 こども総合療育センター地域療育部長」に改め、同部環境生活部の款本庁の項を削り、同款地方出先機関の項中

環境センター副館長	7種
-----------	----

を

くまもと県民交流館長	5種
環境センター副館長 くまもと県民交流館副館長	7種

に改め、同部商工観光労働部の款本庁

の項を削り、同款地方出先機関の項中

商工審議員 職業能力開発審議員 産業技術審議員	6種
-------------------------	----

を削り、「産業技術センター総務企画

室長 産業技術センター計量検定室長」を「産業技術センター総務管理室長」に改め、同部農林水産部の款本庁の項を削り、同款地方出先機関の項中

首席農政審議員	4種
---------	----

及び

農林水産審議員 農政審議員 林政審議員 水産審議員	6種
---------------------------	----

を削り、同部土木部の款本庁の項中

室長	3種
副室長 営繕専門監	5種

を

土木技術審議監	4種
---------	----

に改め、同款地方出先機関の項中「新

幹線・熊本駅周辺整備事務所長」及び

土木審議員	6種
-------	----

を削り、「新幹線・熊本駅周辺整備事務所次長」を「熊本駅周辺整備事務所長」に改め、同表出納局の項中「局長」を「出納局長」に、「首席会計審議員」を「首席審議員」に、「会計審議員」を「審議員」に改め、同表議会事務局の項中「局長」を「事務局長」に、「首席総務審議員」を「首席審議員」に、「総務審議員」を「審議員」に改め、同表労働委員会事務局の項中「局長」を「事務局長」に、「総務審議員」を「審議員」に改め、同表監査委員事務局の項中「局長」を「事務局長」に、「首席監査審議員」を「首席審議員」に、「監査審議員」を「審議員」に改め、同表人事委員会事務局の項中「局長」を「事務局長」に、「首席総務審議員」を「首席審議員」に、「総務審議員」を「審議員」に改め、同表教育庁の部本庁の項中「総括教育審議員」を「総括審議員」に、「首席教育審議員」を「首席審議員」に、「高校整備政策監」を「政策監」に、「教育審議員」を「審議員」に改め、同部地方出先機関の項中「装飾古墳館長」を削り、「生涯学習審議員 教育審議員」を「審議員」に、「生涯学習推進センター次長」を「生涯学習推進センター次長 装飾古墳館長」に改め、同部学校の項中「教育審議員」を「審議員」に改め、同表備考を削る。

附 則
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 11 号

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成 6 年熊本県人事委員会規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。
別表第 1 教育職給料表（3）の適用を受ける者（第 3 条関係）

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	2	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	3	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	6	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	7	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	10	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	11	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	14	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	15	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	18	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	19	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	22	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	23	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	26	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	27	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	30	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	31	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	34	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	35	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900

再任用
職員以
外の職
員

36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
37	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
38	2,900	3,300	5,300	5,900	
39	2,900	3,300	5,300	5,900	
40	2,900	3,300	5,300	5,900	
41	3,100	3,500	5,400	6,000	
42	3,100	3,500	5,400	6,000	
43	3,100	3,500	5,400	6,000	
44	3,100	3,500	5,400	6,000	
45	3,200	3,700	5,600	6,100	
46	3,200	3,700	5,600	6,100	
47	3,200	3,700	5,600	6,100	
48	3,200	3,700	5,600	6,100	
49	3,300	3,800	5,700	6,300	
50	3,300	3,800	5,700	6,300	
51	3,300	3,800	5,700	6,300	
52	3,300	3,800	5,700	6,300	
53	3,400	4,100	5,800	6,400	
54	3,400	4,100	5,800	6,400	
55	3,400	4,100	5,800	6,400	
56	3,400	4,100	5,800	6,400	
57	3,500	4,300	6,000	6,600	
58	3,500	4,300	6,000	6,600	
59	3,500	4,300	6,000	6,600	
60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61	3,600	4,500	6,100	6,800	
62	3,600	4,500	6,100	6,800	
63	3,600	4,500	6,100	6,800	
64	3,600	4,500	6,100	6,800	
65	3,700	4,800	6,300	6,900	
66	3,700	4,800	6,300	6,900	
67	3,700	4,800	6,300	6,900	
68	3,700	4,800	6,300	6,900	
69	3,800	4,900	6,400	7,000	
70	3,800	4,900	6,400	7,000	
71	3,800	4,900	6,400	7,000	
72	3,800	4,900	6,400	7,000	
73	3,900	5,100	6,500	7,100	
74	3,900	5,100	6,500	7,100	
75	3,900	5,100	6,500	7,100	
76	3,900	5,100	6,500	7,100	
77	4,000	5,300	6,700	7,200	
78	4,000	5,300	6,700	7,200	
79	4,000	5,300	6,700	7,200	
80	4,000	5,300	6,700	7,200	
81	4,100	5,400	6,800	7,300	
82	4,100	5,400	6,800	7,300	
83	4,100	5,400	6,800	7,300	
84	4,100	5,400	6,800	7,300	

85	4,100	5,500	6,900	7,400	
86	4,100	5,500	6,900	7,400	
87	4,100	5,500	6,900	7,400	
88	4,100	5,500	6,900	7,400	
89	4,200	5,600	6,900	7,500	
90	4,200	5,600	6,900	7,500	
91	4,200	5,600	6,900	7,500	
92	4,200	5,600	6,900	7,500	
93	4,300	5,800	7,000	7,500	
94	4,300	5,800	7,000		
95	4,300	5,800	7,000		
96	4,300	5,800	7,000		
97	4,400	5,900	7,200		
98	4,400	5,900	7,200		
99	4,400	5,900	7,200		
100	4,400	5,900	7,200		
101	4,400	6,100	7,200		
102	4,400	6,100	7,200		
103	4,400	6,100	7,200		
104	4,400	6,100	7,200		
105	4,500	6,200	7,200		
106	4,500	6,200	7,200		
107	4,500	6,200	7,200		
108	4,500	6,200	7,200		
109	4,500	6,300	7,300		
110	4,500	6,300			
111	4,500	6,300			
112	4,500	6,300			
113	4,600	6,400			
114	4,600	6,400			
115	4,600	6,400			
116	4,600	6,400			
117	4,700	6,500			
118	4,700	6,500			
119	4,700	6,500			
120	4,700	6,500			
121	4,700	6,600			
122	4,700	6,600			
123	4,700	6,600			
124	4,700	6,600			
125	4,800	6,700			
126		6,700			
127		6,700			
128		6,700			
129		6,800			
130		6,800			
131		6,800			
132		6,800			
133		6,900			

	134		6,900			
	135		6,900			
	136		6,900			
	137		6,900			
	138		6,900			
	139		6,900			
	140		6,900			
	141		6,900			
	142		6,900			
	143		6,900			
	144		6,900			
	145		7,000			
	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
再任用 職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第 2 教育職給料表（2）の適用を受ける者（第 3 条関係）

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	2	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	18	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	19	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	22	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	23	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600

26	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
27	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
29	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
30	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
31	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
33	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
34	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
35	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
38	2,900	3,800	5,300	6,400	
39	2,900	3,800	5,300	6,400	
40	2,900	3,800	5,300	6,400	
41	3,100	4,100	5,400	6,600	
42	3,100	4,100	5,400	6,600	
43	3,100	4,100	5,400	6,600	
44	3,100	4,100	5,400	6,600	
45	3,200	4,300	5,600	6,800	
46	3,200	4,300	5,600	6,800	
47	3,200	4,300	5,600	6,800	
48	3,200	4,300	5,600	6,800	
49	3,300	4,500	5,700	6,900	
50	3,300	4,500	5,700	6,900	
51	3,300	4,500	5,700	6,900	
52	3,300	4,500	5,700	6,900	
53	3,400	4,800	5,800	7,000	
54	3,400	4,800	5,800	7,000	
55	3,400	4,800	5,800	7,000	
56	3,400	4,800	5,800	7,000	
57	3,500	4,900	6,000	7,100	
58	3,500	4,900	6,000	7,100	
59	3,500	4,900	6,000	7,100	
60	3,500	4,900	6,000	7,100	
61	3,600	5,100	6,100	7,200	
62	3,600	5,100	6,100	7,200	
63	3,600	5,100	6,100	7,200	
64	3,600	5,100	6,100	7,200	
65	3,700	5,300	6,300	7,300	
66	3,700	5,300	6,300	7,300	
67	3,700	5,300	6,300	7,300	
68	3,700	5,300	6,300	7,300	
69	3,800	5,400	6,400	7,400	
70	3,800	5,400	6,400	7,400	
71	3,800	5,400	6,400	7,400	
72	3,800	5,400	6,400	7,400	
73	3,900	5,500	6,500	7,500	
74	3,900	5,500	6,500	7,500	

再任用 職員以 外の職 員	75	3,900	5,500	6,500	7,500	
	76	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77	4,000	5,600	6,700	7,500	
	78	4,000	5,600	6,700		
	79	4,000	5,600	6,700		
	80	4,000	5,600	6,700		
	81	4,100	5,800	6,800		
	82	4,100	5,800	6,800		
	83	4,100	5,800	6,800		
	84	4,100	5,800	6,800		
	85	4,100	5,900	6,900		
	86	4,100	5,900	6,900		
	87	4,100	5,900	6,900		
	88	4,100	5,900	6,900		
	89	4,200	6,100	6,900		
	90	4,200	6,100	6,900		
	91	4,200	6,100	6,900		
	92	4,200	6,100	6,900		
	93	4,300	6,200	7,000		
	94	4,300	6,200	7,000		
	95	4,300	6,200	7,000		
	96	4,300	6,200	7,000		
	97	4,400	6,300	7,200		
98	4,400	6,300	7,200			
99	4,400	6,300	7,200			
100	4,400	6,300	7,200			
101	4,400	6,400	7,200			
102	4,400	6,400	7,200			
103	4,400	6,400	7,200			
104	4,400	6,400	7,200			
105	4,500	6,500	7,200			
106	4,500	6,500	7,200			
107	4,500	6,500	7,200			
108	4,500	6,500	7,200			
109	4,500	6,600	7,300			
110	4,500	6,600				
111	4,500	6,600				
112	4,500	6,600				
113	4,600	6,700				
114	4,600	6,700				
115	4,600	6,700				
116	4,600	6,700				
117	4,700	6,800				
118	4,700	6,800				
119	4,700	6,800				
120	4,700	6,800				
121	4,700	6,900				
122	4,700	6,900				
123	4,700	6,900				

124	4,700	6,900				
125	4,800	6,900				
126	4,800	6,900				
127	4,800	6,900				
128	4,800	6,900				
129	4,900	6,900				
130	4,900	6,900				
131	4,900	6,900				
132	4,900	6,900				
133	4,900	7,000				
134	4,900	7,000				
135	4,900	7,000				
136	4,900	7,000				
137	4,900	7,100				
138	4,900					
139	4,900					
140	4,900					
141	5,000					
142	5,000					
143	5,000					
144	5,000					
145	5,100					
146	5,100					
147	5,100					
148	5,100					
149	5,100					
150	5,100					
151	5,100					
152	5,100					
153	5,100					
再任用 職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

正 誤

平成22年12月24日熊本県告示第1155号（本渡港大矢崎緑地の供用開始）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	49	芝生公園	グラウンド
6	位置図	芝生公園	グラウンド